

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
11	伊東 美加（7）	<p>1. 空き地・空き家対策について</p> <p>空き家問題についてはこれまでも様々な議論がされてきたところでありますが、空き家が増加することで防災性・防犯性の低下、ごみの不法投棄、衛生の悪化、悪臭の発生、風景・景観の悪化などが懸念されています。また、近隣住民にとっては空き家の樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等も非常に深刻な問題です。</p> <p>総務省が公表した令和5年度住宅・土地統計調査住宅数概数集計結果によると、2023年10月1日現在の我が国の総住宅数は6502万戸で、2018年から4.2%増加して過去最高となっています。一方、空き家についても900万戸で過去最多、空き家率も13.8%と過去最高になっています。空き家数の推移を見ると一貫して増加しており、1993年から2023年までの30年間で約2倍となっています。本市の状況につきましては、今後の詳細な報告を待つこととなりますが、いずれにしても、全国的に空き家は増加傾向にあり、富士市も例外ではないと言えます。</p> <p>土地については、国は昨年4月27日より相続土地国庫帰属制度の運用を開始しました。これにより、様々な制約はあるものの、相続放棄のように被相続人の財産に関する全ての権利義務を相続しないのではなく、特定の土地の所有権のみを手放して国庫に帰属させることができるようになりました。また、今年4月1日から相続登記の申請を義務化して、所有者不明土地の発生を防止しようとしています。</p> <p>空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法によって進められてきましたが、この法律は、どちらかというと、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等への対応を中心に制度的措置を定めるものでした。しかし、特定空家等になってからの対応では限界があるとの考えの下、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の三本柱で進めていく改正法が昨年12月13日に施行されました。</p> <p>このような状況を踏まえ、以下のとおりお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定空家等の除却等の状況についてお伺いします。 (2) 法では財産管理人による所有者不在の空き家の処分について規定されていますが、対応状況についてお伺いします。 (3) 国土交通省の令和元年空き家所有者実態調査によると、空き家の取得経緯の約55%が相続であるとの結果が出ています。近隣に居住していない人が所有者となる可能性もあります。この場合、空き家の管理が滞ることが懸念されますが、その対策についてお伺いします。 (4) 住民意識向上のための施策について、その事業内容と成果及び課題についてお伺いします。 (5) 車椅子を利用されている方の中には、住環境によっては一人暮らしが可能で、それを希望されている方がいらっしゃいます。一方、空き家の中にもすでにバリアフリー仕様 	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
11	伊東 美加（7）	<p>であったり、リフォームが可能な住宅も存在しますが、空き家バンクではこのような物件を取り扱っているのでしょうか。また、空き家バンクにおける、いわゆる住宅確保要配慮者の車椅子ユーザーと空き家とのマッチングの状況について伺います。</p> <p>2. 市営住宅の入居率向上のための対策について</p> <p>富士市では高度経済成長期以降、市営住宅が各地に建設されましたが、現在では建物の老朽化が進み、建て替えや改修が進められています。また、人口減少や高齢化の進展により、空き室が増加しており、市営住宅の集約・再編が求められています。ウェブサイトでは、市営住宅の一覧、家賃、間取り、部屋の広さ、交通アクセス情報、築年数は確認できますが、入居率が低いのが課題です。条件に合わず入居を断念する人もいるため、入居率向上のための対策について伺います。</p> <p>(1) 現在の市営住宅の戸数と、入居状況、入居率について伺います。</p> <p>(2) 今後の市営住宅の在り方について、基本的な方針を伺います。</p> <p>(3) 既存のストックの活用など立地特性に応じた柔軟な事業実施が必要と考えます。そこで以下のとおり伺います。</p> <p>① 若年層の入居を促すため、入居条件のうち、所得制限を撤廃することの可能性について伺います。</p> <p>② エレベーターの設置状況と、エレベーターがない既存の市営住宅へのエレベーターの設置についてどのようにお考えか伺います。</p> <p>③ バリアフリーの居室を増やすお考えはないか伺います。</p>	市長 及び 担当部長